

平成21年4月1日施行

公費負担医療制度 資料

# 医療費請求事務についての問答集

(平成21年2月 公費負担医療制度請求事務説明会における質疑応答)

さいたま市

子育て支援医療費助成制度

心身障害者医療費支給制度

ひとり親家庭等医療費支給制度

さいたま市

保健福祉局 福祉部 年金医療課

## 【目次】

### 《 医療費請求事務についての問答集 》

#### 1．医療費のお支払いに関するご質問

- Q 1．医療費の支払いはさいたま市からなるのでしょうか、それとも  
支払基金や国保連合会からなるのでしょうか。 . . . . . 4
- Q 2．医療機関への医療費の支払いについて、医療費の支払いが万一行われ  
なかった場合の責任の所在は、さいたま市になるのでしょうか。  
それとも支払基金・国保連合会となるのでしょうか。 . . . . . 4
- Q 3．医療費振込通知書はどのようになりますか。 . . . . . 4
- Q 4．平成 2 1 年 4 月診療分以降、医療費の支払い日はどのようになりますか。 . . . . . 4

#### 2．レセプトの記載に関するご質問

- Q 5．診療報酬請求書 2 枚目の「公費と医保の併用分」欄に機械で印字するとき  
に、「 8 1 乳幼児」と印字されるが修正は必要ですか。 . . . . . 4
- Q 6．レセプトの公費負担者番号等の記載について、国の公費がある場合は「公  
費」欄に記載するとのことであったが、国の公費が 2 種以上ある場合の、  
さいたま市助成事業に係る公費負担者番号及び受給者番号の記載はどうなり  
ますか。 . . . . . 5
- Q 7．国の公費を持っている患者さんについて、窓口でさいたま市助成事業に係  
る受給者証の提示を受けたが、国の公費が患者負担部分を全額給付するこ  
とにより、さいたま市への請求金額が発生しない場合においても、レセプト  
へのさいたま市助成事業に係る公費負担者番号及び受給者番号の記載は必要  
ですか。 . . . . . 5
- Q 8．電子請求を行っている場合においても請求書の作成は必要となりますか。 . . . . . 5
- Q 9．市外の医療機関の処方せんを持ってきた場合の取扱いはどのようになりますか。 . . . . . 5

#### 3．制度に関するご質問

- Q 1 0．受給資格証の番号は必ず変更になりますか。 . . . . . 5

|   |         |   |
|---|---------|---|
| Q 1 1 . 受給資格証の有効期限はどのようになりますか。                  | ・ ・ ・ ・ | 6 |
| Q 1 2 . 受給資格証は、いつごろの発送になりますか。                   | ・ ・ ・ ・ | 6 |
| Q 1 3 . 医療保険、自治体医療とは何ですか。                       | ・ ・ ・ ・ | 6 |
| Q 1 4 . 受給資格の確認は、受診の都度行わなければなりませんか。             | ・ ・ ・ ・ | 6 |
| Q 1 5 . マル長とは何ですか。                              | ・ ・ ・ ・ | 6 |
| Q 1 6 . 共済組合の診療所内等、レセプトを使用しない場合の医療費の請求はどうなりますか。 | ・ ・ ・ ・ | 6 |
| Q 1 7 . 市外の場合は公費負担者番号方式で請求できませんか。               | ・ ・ ・ ・ | 7 |
| Q 1 8 . 受給資格証のデザインはなぜこのようにしたのですか。               | ・ ・ ・ ・ | 7 |
| Q 1 9 . 後期高齢者医療に該当する心身障害者も対象となりますか。             | ・ ・ ・ ・ | 7 |
| Q 2 0 . 転居により居住区が変わった場合はどのように請求すればよいですか。        | ・ ・ ・ ・ | 7 |
| Q 2 1 . 3月31日までの事務手数料について、請求手続きは必要ですか。          | ・ ・ ・ ・ | 7 |

#### 4 . レセプト・コンピュータに関するご質問

|  |         |   |
|--|---------|---|
| Q 2 2 . レセプト・コンピュータの改修が制度開始に間に合わない場合はどうすればよいですか。 | ・ ・ ・ ・ | 7 |
|--|---------|---|

|             |         |   |
|-------------|---------|---|
| 《 お問い合わせ先 》 | ・ ・ ・ ・ | 8 |
|-------------|---------|---|

# 《 医療費請求事務についての問答集 》

## 1 . 医療費のお支払いに関するご質問

～お問い合わせ先：国保連合会・支払基金（P8）～

Q1 . 医療費の支払いはさいたま市からになるのでしょうか、それとも支払基金や国保連合会からなるのでしょうか。

A1 . 公費負担者番号方式においては、保険請求分・公費負担分ともに、ご請求・お支払いは国保連合会または支払基金を通して行う形となり、さいたま市と直接的な事務手続はなくなります。

Q2 . 医療機関への医療費の支払いについて、医療費の支払いが万一行われなかった場合の責任の所在は、さいたま市になるのでしょうか。それとも支払基金・国保連合会となるのでしょうか。

A2 . 医療費のご請求・お支払いに関しましては、国保連合会・支払基金との事務手続となりますがさいたま市が委託していますので、その3者間で協議、調整し対応します。

Q3 . 医療費振込通知書はどのようになりますか。

A3 . 医療費は、国保連合会、支払基金から支払われますので、医療費振込通知書も国保連合会、支払基金からお送りします。

医療費のお支払いについては、保険者負担分と公費負担分が合算されて支払われます。したがって、医療費振込通知書は、保険者負担分と公費負担分がわかるように記載されています。ただし、公費負担分については、医療助成制度ごとの記載となります。

Q4 . 平成21年4月診療分以降、医療費の支払い日はどのようになりますか。

A4 . 通常のレセプトと同様、公費レセプトについても、保険者負担分と公費負担分を併せて、診療月の翌々月の診療報酬支払日となります。

## 2 . レセプトの記載に関するご質問

～お問い合わせ先：国保連合会・支払基金（P8）～

Q5 . 診療報酬請求書2枚目の「公費と医保の併用分」欄に機械で印字するときに、「81乳幼児」と印字されるが修正は必要ですか。

A5 . 「81」、「82」、「83」の公費番号が識別できるのであれば、国保連合会、支払基金において読み替えを行いますので、修正を行う必要はありません。

Q 6 . レセプトの公費負担者番号等の記載について、国の公費がある場合は「公費」欄に記載するとのことであったが、国の公費が2種以上ある場合の、さいたま市助成事業に係る公費負担者番号及び受給者番号の記載はどうなりますか。

A 6 . 国の公費が2種ある場合は、さいたま市助成事業に係る公費負担者番号、受給者番号及び診療実日数をレセプト「摘要」欄に第3公費として記載してください。  
また、この場合のさいたま市助成事業に係る合計点数、食事回数、食事金額及び標準負担額については、「療養の給付」欄及び「食事・生活療養」欄の「公費」に係る項を上下に区分し、下欄に記載してください。電子レセプトもこれに対応していますが、レセプト・コンピュータは対応していない場合があります。  
また、国の公費が3種以上ある場合についてもこれに準じた取扱いとなります。

Q 7 . 国の公費を持っている患者さんについて、窓口でさいたま市助成事業に係る受給者証の提示を受けたが、国の公費が患者負担部分を全額給付することにより、さいたま市への請求金額が発生しない場合においても、レセプトへのさいたま市助成事業に係る公費負担者番号及び受給者番号の記載は必要ですか。

A 7 . 窓口で提示があった場合には、必ず、レセプトにさいたま市助成事業に係る公費負担者番号及び受給者番号を記載してください。

Q 8 . 電子請求を行っている場合においても請求書の作成は必要となりますか。

A 8 . 請求書の作成については、紙レセプト請求の場合についてであり、レセプト電算処理システムによる電子媒体請求及びオンライン請求の場合は、請求書の作成・提出は不要です。  
なお、国保の総括表につきましては、請求形態にかかわらず、作成・提出願います。  
(総括表は、オンライン対応しておりませんので紙ベースで提出となります)

Q 9 . 市外の医療機関の処方せんを持ってきた場合の取扱いはどのようになりますか。

A 9 . 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第3条に「保険医等が交付した処方せんであること及びその処方せん又は被保険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。」と、定められていることから、受給資格証により受給資格を確認できた場合は、窓口負担金は徴収せず、併用分レセプトで請求して差し支えありません。

### 3 . 制度に関するご質問

～お問い合わせ先：各区役所または年金医療課（P8）～

Q 10 . 受給資格証の番号は必ず変更になりますか。

A 10 . 受給資格者番号は、子育て支援医療、ひとり親家庭等医療では桁数が変わりますので、必ず変更になりますが、心身障害者医療の場合は変更しません。ただし、いずれの受給資格証も公費負担者番号の追加があり、番号が2種類に変わります

Q 1 1 . 受給資格証の有効期限はどのようになりますか。

A 1 1 . 子育て支援医療の場合は小学校就学前、ひとり親家庭等医療の場合は毎年12月31日、心身障害者医療の場合は5年に1回の更新のため次回は平成24年9月30日までとなり、これまでと変更はありません。ただし、18歳の3月31日に資格喪失するひとり親家庭等医療の受給資格者や心身障害者手帳の再認定日までとしている心身障害者医療の受給資格者などの例外もありますので、必ず受給資格証をご確認ください。

Q 1 2 . 受給資格証は、いつごろの発送になりますか。

A 1 2 . 平成21年3月末日までに届くよう、各受給資格者あてに発送します。

Q 1 3 . 医療保険、自治体医療とは何ですか。

A 1 3 . 医療保険とは、国民健康保険や社会保険、後期高齢者医療など、各健康保険を総称している呼び名です。これに対し、自治体医療は、県や市町村が独自で行っている医療費の助成などをさすもので、本市におきましては、子育て支援医療助成制度、心身障害者医療支給制度、ひとり親家庭等医療支給制度がそれに該当します。

Q 1 4 . 受給資格の確認は、受診の都度行わなければなりませんか。

A 1 4 . 主保険とさいたま市助成事業に係る請求を併用分で請求することから、どちらかの資格誤りであっても、レセプト単位で返戻または資格関係過誤調整を行います。このことから、できる限り被保険者証及び受給資格証の確認のご協力をお願いします。

Q 1 5 . マル長とは何ですか。

A 1 5 . マル長とは、長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる特定疾病（長期高額疾病）について、高額療養費の自己負担限度額を外来・入院とも10,000円（70歳未満の上位所得者の場合は20,000円）を上限とするものです。本制度にてご請求いただく場合、その自己負担部分を公費扱いとしてご請求願います。

Q 1 6 . 共済組合の診療所内等、レセプトを使用しない場合の医療費の請求はどうなりますか。

A 1 6 . 公費負担者番号方式は、公費併用レセプトで支払基金・国保連合会に請求する方式です。非常に特殊な例として、公務員の共済組合の診療所などで支払基金・国保連合会にレセプト請求を行っていない場合は、償還払いとなります。

Q 17 . 市外の場合は公費負担者番号方式で請求できませんか。

A 17 . 埼玉県の場合、医療費の助成は市町村単位の事業となっていますので、市外にお住まいの方は対象となりません。また、市外の医療機関にかかった場合は償還払いとなります。

Q 18 . 受給資格証のデザインはなぜこのようにしたのですか。

A 18 . 公費負担医療制度を導入することで、公費負担者番号が追加となったため、受給資格証を変更しました。その際、これまでの受給資格証とはっきり区別できるよう、その違いを強調するため、デザインを変更しました。

Q 19 . 後期高齢者医療に該当する心身障害者も対象となりますか。

A 19 . これまで、後期高齢者医療に該当する心身障害者受給資格者証をお持ちの方については、連記式請求明細書を提出していただいていたのですが、平成21年4月診療分以降は公費負担者番号方式の対象となりますので、公費扱いとして併用レセプトでご請求ください。

Q 20 . 転居により居住区が変わった場合はどのように請求すればよいですか。

A 20 . 社会保険の場合は、転居によって区が変わった場合でも、主保険に変更がなければ、被保険者番号が変わりませんので、1枚のレセプトで請求願います。国民健康保険の場合は被保険者番号が変わりますので、別々のレセプトでご請求願います。

Q 21 . 3月31日までの事務手数料について、請求手続きは必要ですか。

A 21 . 平成21年3月31日までの診療に係る事務手数料につきましては、従来どおり本市から請求書と請求件数明細書をお送りしますので、請求書にご記入・捺印の上ご返送いただければ、平成21年8月31日にお支払いいたします。

#### 4 . レセプト・コンピュータに関するご質問 ~お問い合わせ先：メーカー、販売店、本市（P8）~

Q 22 . レセプト・コンピュータの改修が制度開始に間に合わない場合はどうすればよいですか。

A 22 . すでにさいたま市からレセコンメーカーに資料を送付しており、レセコンメーカーより各医療機関へご連絡が入る予定となっておりますが、万一連絡が入らない場合は、お手数ですがメーカーと本市年金医療課にお問い合わせください。日程的には制度開始に間に合うよう手配しておりますが、万一間に合わない場合、手書きのレセプトでも対応は可能です。

## 《 お問い合わせ先 》

内容によってお問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

| お問合せ内容  | Q & A   | お問合せ先                                | 電話番号   |
|---|---|--------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公費負担医療費の請求、支払い等について</li> <li>・ レセプトの記載、訂正、返戻等について</li> <li>・ 請求金額の過誤調整等について</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Q 1 ~ 9</li> </ul>     | 埼玉県社会保険診療報酬支払基金                      | 0 4 8 - 8 8 2 - 6 6 3 1<br>(代表)<br>レセプト記載事例については、支払基金 HP に掲載しております。<br><a href="http://www.ssk.or.jp/">http://www.ssk.or.jp/</a>   |
|   |   | 埼玉県国民健康保険団体連合会                       | 0 4 8 - 8 2 4 - 2 9 0 1<br>(代表)  |
| レセプト・コンピュータ(医事コンピュータ)について   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Q 2 2</li> </ul>       | メーカーまたは販売店                           | ご使用されているコンピュータのメーカー、または販売店にお問い合わせ願います。   |
|   |   | さいたま市<br>保健福祉局 福祉部<br>年金医療課          | 0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 7 9<br>(直通)<br>(メーカーまたは販売店にもご連絡願います)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給資格の確認等について</li> <li>・ 受給資格証等について</li> <li>・ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの医療費について</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Q 1 0 ~ 2 1</li> </ul> | さいたま市<br>各区役所 福祉部<br>保険年金課<br>福祉医療係  | 西 区 0 4 8 - 6 2 0 - 2 6 5 5<br>北 区 0 4 8 - 6 6 9 - 6 0 5 5<br>大宮区 0 4 8 - 6 4 6 - 3 0 5 5<br>見沼区 0 4 8 - 6 8 1 - 6 0 5 5<br>中央区 0 4 8 - 8 4 0 - 6 0 5 5<br>桜 区 0 4 8 - 8 5 6 - 6 1 6 5<br>浦和区 0 4 8 - 8 2 9 - 6 1 2 7<br>南 区 0 4 8 - 8 4 4 - 7 1 6 5<br>緑 区 0 4 8 - 7 1 2 - 1 1 6 5<br>岩槻区 0 4 8 - 7 9 0 - 0 1 5 7<br>(直通) |
|   |   | さいたま市<br>保健福祉局 福祉部<br>年金医療課<br>福祉医療係 | 0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 7 9<br>(直通)  |